

年金最大0.6%目減り

23年度増額も物価追い付かず

厚生労働省は20日、2023年度の公的年金額につ

2023年度の年金月額	
2022年度	23年度
6万4816円 + 1434円	→ 6万6250円
6万4816円 + 1234円	→ 6万6050円

いて、68歳以上は1.9%増額すると発表した。物価上昇分(2.5%)に追いつかず、実質的には0.6%の目減りとなる。67歳以下は2.2%の増額で、同様に0.3%の目減り。年金額は物価や賃金の変動に応じて毎年4月に改定され、6月の受け取りから反映される。

増額はともに3年ぶり。目減りは、少子高齢化に対応する目的で設けられた年金抑制の仕組み「マクロ経済スライド」が適用されたためだ。ロシアのウクライナ侵襲などに伴う物価高騰の中、実質的目減りは高齢世帯の家計にとっては痛手となる。

68歳以上で見ると、自営業や無職の人らが加入する国民年金の支給額は、40年間保険料を納めた場合の満額で月6万6050円(22年度比1.234円増)となった。

67歳以下では、国民年金の満額で月6万6250円(同1.434円増)。平均的な給与で厚生年金に40年間加入した会社員と専業主婦のモデル世帯の場合には月22万4482円(同4889円増)となる。

国民年金の保険料は月1万6520円(同70円減)となった。厚生年金の保険料率は18.3%(労使折半)で変わらない。

公的年金額の改定 公的年金は、現役世代が払った保険料などを高齢者への年金給付に充てる「仕送り」方式となっており、給付額は物価や現役世代の賃金の変動に合わせ、毎年4月に改定する。原則、物価や賃金が上昇すれば

年金額の見直しは、68歳以上は物価の変動率、67歳以下は賃金の変動率を基に計算するため、改定率が異なる。

マクロ経済スライドの適用は20年度以来、3年ぶり。物価や賃金が下落する局面では適用されず、翌年度以降に持ち越すルールとなっており、23年度はこれまで見送られた分もまとめて適用された。

増え、下落すれば減る。ただし、少子高齢化が進んでも給付水準を一定程度保てるよう「マクロ経済スライド」という仕組みがあり、物価と賃金が増えれば給付額も伸び、賃金が下がれば給付額も減るという仕組みになっている。